

長崎労働局発表
令和8年9月29日（火）

報道関係者 各位

【照会先】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 木場 孝行

室長補佐 江上 邦子

電話 095-801-0033

e-mail: chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp



「長崎県最低賃金」を「時間額 1,087 円」に上げ

～ 発効日は令和8年11月2日 ～

長崎労働局(局長 たかにし もりと 高西 盛登)は、令和8年8月28日に長崎地方最低賃金審議会(会長 ふかうら あつゆき 深浦 厚之)から答申を受けた長崎県最低賃金の改正に関して、所要の手続きを経て現行の長崎県最低賃金(時間額 1,031 円)を 56 円引き上げ、**時間額 1,087 円とする旨の改正決定**を行うと共に、本日(9月29日)官報公示を行いました。改正後の長崎県最低賃金は、**令和8年11月2日(月)から発効**となります。

長崎労働局では、管下の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と連携して改正後の長崎県最低賃金の周知を図ると共に、上記の長崎地方最低賃金審議会の要望も踏まえ、賃金引上げを支援する「**業務改善助成金**」等の各種支援策*を、県内の中小企業・小規模事業者の皆様に一層ご活用いただくようあわせて周知に努めてまいります。

また、「長崎県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、賃金額の高い最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」が適用される事業場については、**令和8年11月1日までは改正前の「長崎県最低賃金」が適用**され、本年度「特定(産業別)最低賃金の改正が行われなかった場合には、**令和8年11月2日以降は、改正後の「長崎県最低賃金」が適用**されることとなるため、**時間額 1,087 円以上の賃金を支払**わなければなりません。



【参考】長崎県最低賃金額及び引上げ額、引上げ率の推移

年 度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
効力発生日	R4.10.8	R5.10.13	R6.10.12	R7.12.1	R8.11.2
最低賃金額	853 円	898 円	953 円	1,031 円	1,087 円
引 上 げ 額	32 円	45 円	55 円	78 円	56 円
引 上 げ 率	3.90%	5.28%	6.12%	8.18%	5.43%

※最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以後の引上げ額・引上げ率は別表をご覧ください。

※ 「**業務改善助成金**」は、**事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援する助成金**です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆様はその設備投資などに要した費用の一部を助成します。

※ 賃金引上げを支援する各種施策は、下記QRコードをご参照ください。

